

# 託送料金の変更に伴う 電気料金の見直しについて (高圧・特別高圧)

2025年8月22日  
東北電力株式会社

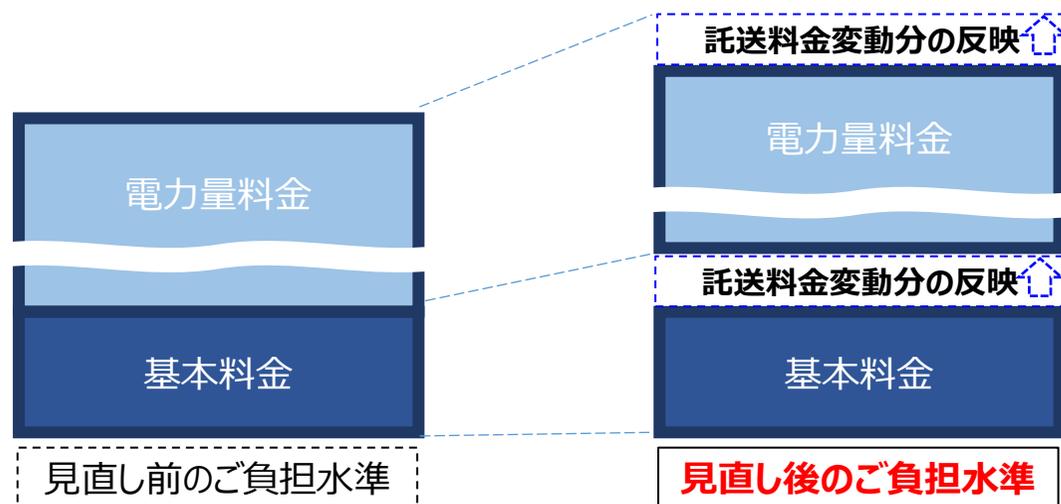
# 1.電気料金見直しの概要

- 電気料金は、契約電力に応じてご負担いただく「①基本料金」、電気のご使用量に応じてご負担いただく「②電力量料金」、電気のご使用量に応じて国が定めた単価によりご負担いただく「③再生可能エネルギー発電促進賦課金」により構成されています。
- 今回、レベニューキャップ制度の期中調整に伴い託送料金に変更されたことから、電気標準約款の規定に基づき高圧以上のお客さまにおける基本料金および電力量料金の見直し（引き上げ）を行います。

## 【電気料金の仕組み】



## 【託送料金変動に係る料金単価の見直し※（ご負担イメージ）】



<基本料金単価と電力量料金単価の見直し>

- 託送料金の変動分を反映します。  
（基本料金単価と電力量料金単価の引き上げ）
- 引き上げ幅はご契約されているメニューによって異なります。

※東北6県・新潟県内において当社とご契約のお客さまに適用する料金メニューの場合

## 2.電気料金単価の見直し

- 各契約種別における見直し前後の料金単価は以下のとおりです。

### 【見直し前後の料金単価（見直し後の単価は2025年11月以降のご使用分より、適用いたします）

(税込)

電圧	契約種別	区分		現行単価 (A)	見直し後単価 (B)	変動幅 (B - A)
高 圧	業務用電力	基本料金 (1kWにつき)		2,031.70	2,053.70	+ 22.00
		電力量料金 (円/kWh)	夏季料金	31.67	31.74	+ 0.07
			その他季料金	30.47	30.54	+ 0.07
	高圧季節別 時間帯別電力	基本料金 (1kWにつき)		2,350.70	2,372.70	+ 22.00
		電力量料金 (円/kWh)	ピーク	32.80	32.87	+ 0.07
			夏季昼間	31.49	31.56	+ 0.07
			その他季昼間	30.20	30.27	+ 0.07
	夜間		26.45	26.50	+ 0.05	
特 別 高 圧	特別高圧電力B (60kV)	基本料金 (1kWにつき)		2,101.00	2,106.50	+ 5.50
		電力量料金 (円/kWh)	夏季料金	27.95	27.96	+ 0.01
			その他季料金	27.04	27.05	+ 0.01
	特別高圧季節別 時間帯別電力A (60kV)	基本料金 (1kWにつき)		1,969.00	1,974.50	+ 5.50
		電力量料金 (円/kWh)	ピーク	31.88	31.89	+ 0.01
			夏季昼間	30.61	30.62	+ 0.01
			その他季昼間	29.65	29.66	+ 0.01
	夜間		25.18	25.19	+ 0.01	

### 3.モデルケースにおける影響額

- 電気料金の見直しにともなう、契約種別ごとのモデルケースへの影響額は以下のとおりです。

#### 高圧500kW未満のお客さま

##### ■ 事務所ビル・商業施設等のお客さま（業務用電力）

- ・ 契約電力： 90 kW
- ・ 月間使用電力量： 20,700 kWh の場合

ひと月あたりの料金での比較			
変更前	変更後	影響額	値上げ率
約66.5万円	約66.8万円	約0.3万円	0.47%

##### ■ 工場等のお客さま（高圧電力S）

- ・ 契約電力： 130 kW
- ・ 月間使用電力量： 31,200 kWh の場合

ひと月あたりの料金での比較			
変更前	変更後	影響額	値上げ率
約94.2万円	約94.7万円	約0.5万円	0.49%

#### 高圧500kW以上のお客さま

##### ■ 事務所ビル・商業施設等のお客さま（業務用季節別時間帯別電力）

- ・ 契約電力： 1,000 kW
- ・ 月間使用電力量： 270,000 kWh の場合

ひと月あたりの料金での比較			
変更前	変更後	影響額	値上げ率
約815.7万円	約819.2万円	約3.5万円	0.43%

##### ■ 工場等のお客さま（高圧季節別時間帯別電力）

- ・ 契約電力： 1,000 kW
- ・ 月間使用電力量： 320,000 kWh の場合

ひと月あたりの料金での比較			
変更前	変更後	影響額	値上げ率
約916.0万円	約919.8万円	約3.8万円	0.41%

※力率は100%で算定。

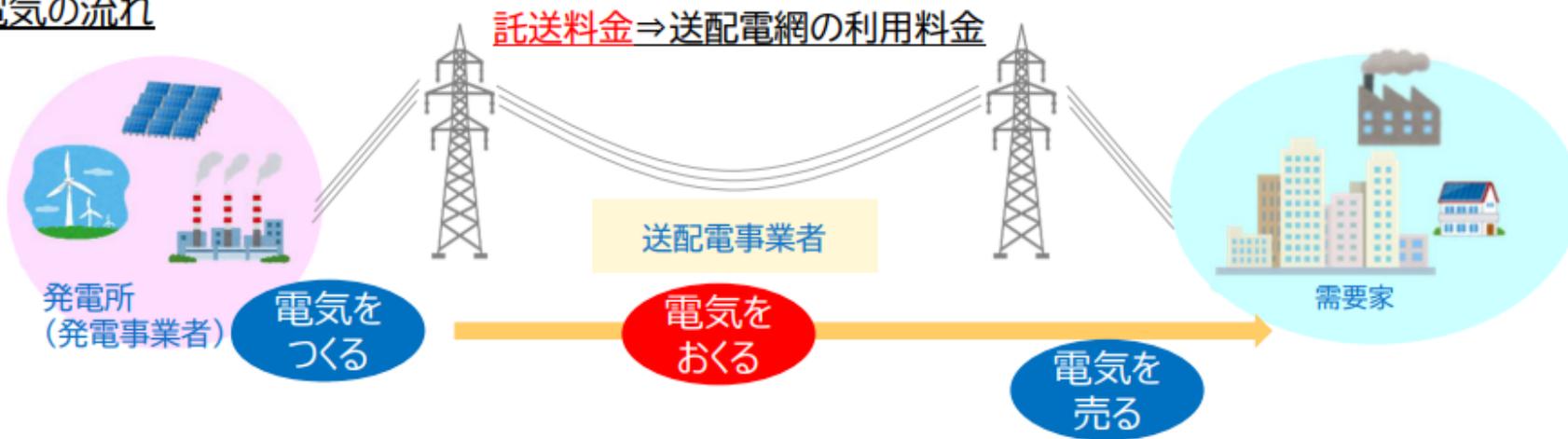
※上記モデル料金には、燃料費等調整額（2025年9月分の燃料費等調整単価（高圧：▲10.16円/kWh）および再生可能エネルギー発電促進賦課金（2025年5月分～2026年4月分に適用される3.98円/kWh）を含み、国の電気料金支援（高圧：▲1.20円/kWh）を含まない。

- 電気料金の見直し内容等については、当社ホームページ内の特設ページ等でお知らせします。
- また、見直しの対象となるお客さまにはダイレクトメールを送付することにより変更内容をお知らせするほか、当社ホームページ内のお問い合わせフォームより、お客さまからのお問い合わせに対応してまいります。

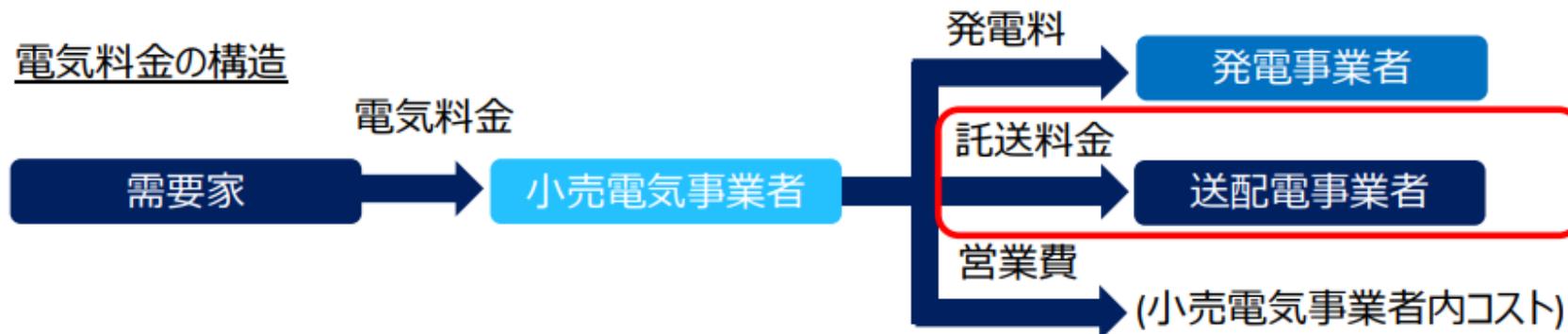
<p>お知らせ方法</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 当社ホームページ内で今回の見直し内容をご紹介します。</li></ul> <p><a href="https://www.tohoku-epco.co.jp/information/1247392_2521.html">https://www.tohoku-epco.co.jp/information/1247392_2521.html</a></p>  <p>当社サイトはこちら</p> <p>(当社ホームページ)</p> 
<p>お問い合わせへの対応</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 電気料金の見直し内容等に関するお客さまからのお問い合わせにつきましては、お問い合わせ入力フォームにより対応してまいります。</li></ul> <p><b>お問い合わせ入力フォーム</b></p> <p><a href="https://www.tohoku-epco.co.jp/toiawas/input_form.html">https://www.tohoku-epco.co.jp/toiawas/input_form.html</a></p> <p>※お問い合わせ内容によっては、ご回答までに数日お時間をいただく場合がございます。</p>

- 託送料金とは、お客さまに電気をお届けする際に、小売電気事業者などが一般送配電事業者に支払う送配電網の利用料金を指します。
- 電気料金は大きく分けて、発電事業者が「電気をつくる」ための費用（発電料）、送配電事業者が「電気をおくる」ための費用（託送料金）、小売電気事業者が「電気を販売する」ための費用（営業費）で構成されております。

## 電気の流れ

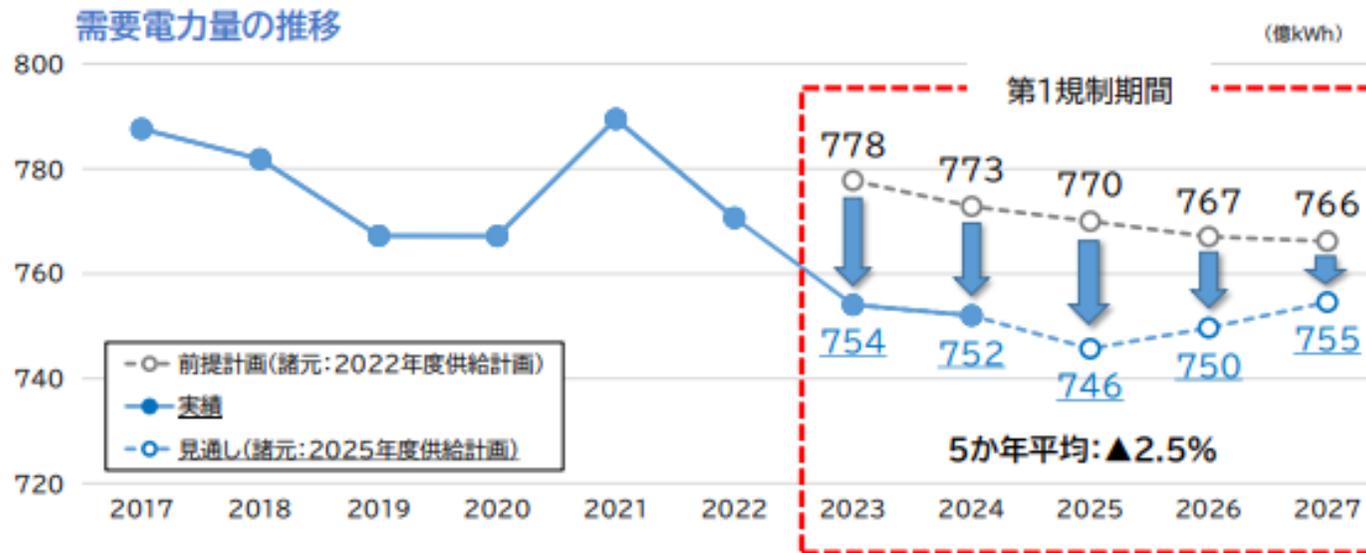


## 電気料金の構造



<出典：東北電力NWホームページ レベニューキャップ制度の概要（2023年11月24日）>

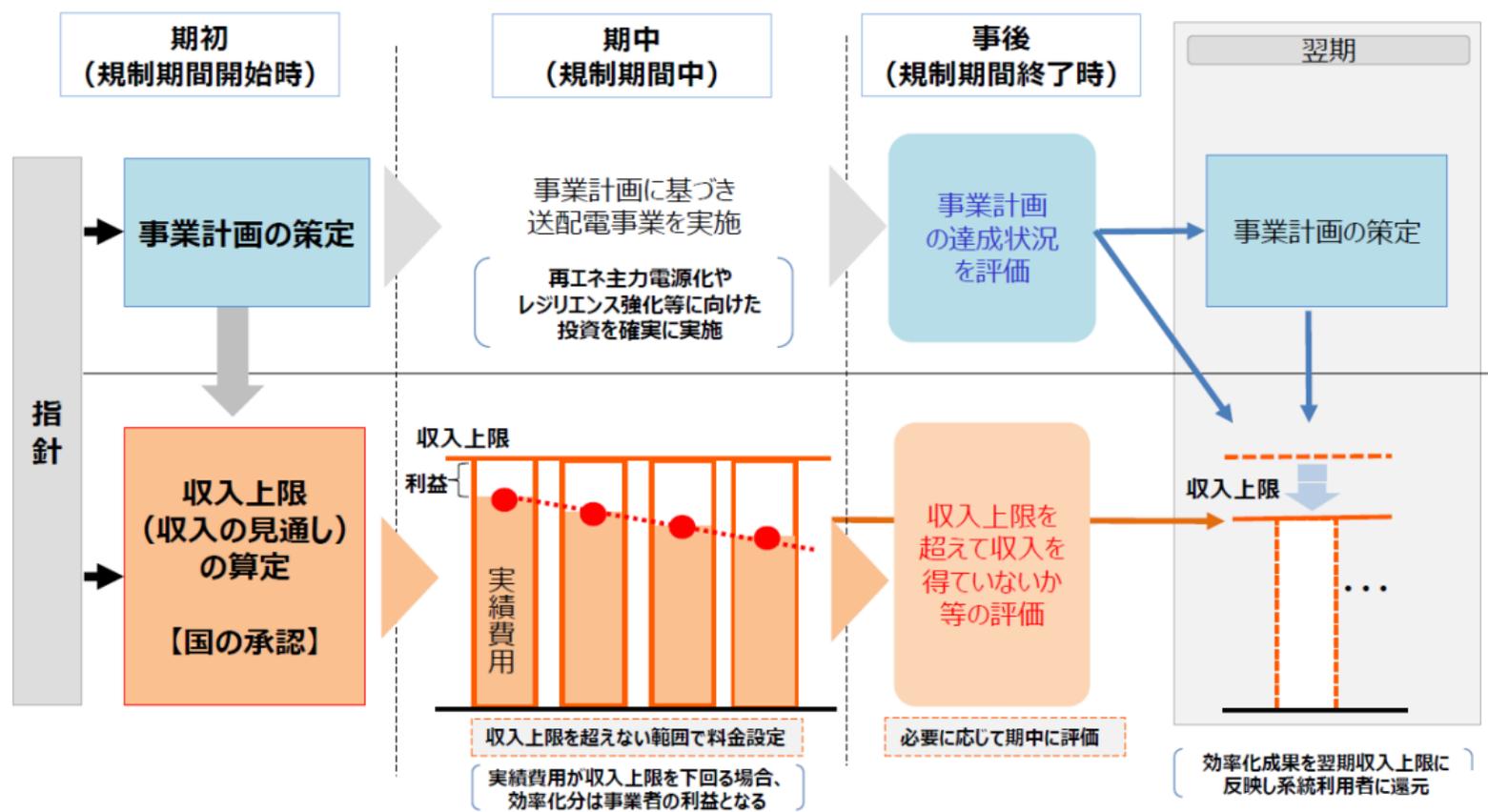
- 2023年度から導入されたレベニューキャップ制度では、一般送配電事業者が、この制度が適用される定められた規制期間（5年間）における『事業計画』を策定するとともに、この計画の実施に必要な費用として国から承認を受けた「収入の見通し（＝レベニューキャップ）」を基に、託送料金を設定しています。
- この制度では、規制期間中（5年間）の託送料金は一定とすることを基本としつつ、**規制期間中においても、エネルギー政策の変更等に伴いその変動分を収入の見通しに反映できる『期中調整』の仕組みが設けられています。**
- 東北電力ネットワークでは、**2023年度から2027年度（第1規制期間）における収入の前提となる電力の需要想定に対し、需要実績が下回るとともに、今後の需要も当初の想定を下回る見通しとなることから、需要減少に伴う収入不足分を調整するため、**託送料金単価を見直しのうえ「託送供給等約款」の変更届出を行っており、2025年10月1日より変更後の託送料金単価が適用されることとなりました。



※ 実績: 気温・閾補正前(2022年度以前は供給計画需要のため参考) / 見通し: 気温補正後・閾補正前

< 出典: 東北電力NWホームページ 託送料金の見直しについて (概要) (2025年7月29日) >

- 送配電事業を取り巻く環境変化を背景に、送配電事業者が安定供給に向けて必要な投資を着実に実施できるように、託送料金制度の改革が行われ、ヨーロッパの事例等を参考にし、2023年4月からレベニューキャップ制度が導入されています。
- レベニューキャップ制度では、一般送配電事業者が、この制度が適用される定められた規制期間（5年）の『事業計画』を策定するとともに、この計画の実施に必要な費用である「収入の見通し（＝レベニューキャップ）」を国に申請し、承認を受けることで、託送料金を設定しています。



＜出典：料金制度専門会合 中間とりまとめ（2021年11月24日）＞